実施状況チェックリスト (令和2年6月26日更新)

		チェ	ック欄	環境衛生 マニュアル	
[児童生徒への指導事項】	対応済	要改善	(Ver. 2) 対応ページ	
1	感染の拡大防止には一人一人の意識と行動が重要であることを理解させ、感染のリスクを自ら判断し、それを避けることができる行動をとることができるよう指導する。			p 13	
2	各教科(主に体育・保健体育の保健領域)や特別活動等によって取り扱うなど、新型コロナウイルス感染症について十分理解させ、いじめや差別、偏見が生じないよう、人権尊重の観点から指導する。			р 5	
3	必要な持ち物として、清潔なハンカチとティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を、児童生徒各自が持参する。			p 13	

【基本的な感染症対策】

A ~	☆/十.6.1.3.10.7℃/元.7.1.2℃ ¶		
4	休日における不要不急の外出や家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、 新しい生活様式の実践について理解が得られるよう、保護者への情報発信が なされている。		p 12
5	登校前の家庭での検温や健康状態の確認を促し、健康カード等を活用して学校と共有がなされているとともに、朝の健康観察で、健康状態とマスクの着用について、入念に確認する。		p12, p14
6	登校前に家庭で検温や風邪症状の確認ができなかった場合は、教室に入る前に確認する。		р 14、 р 15
7	登校後、児童生徒に発熱や風邪症状がみられる場合は、家庭に連絡し、帰宅・休養させる。		p 15
8	登校直後と「手洗いの6つのタイミング」において、流水と石けんによる丁 寧な手洗いがなされている。		р 17、 р 18
9	正しい手洗いや咳エチケットの指導を行い、手洗い場や教室等に掲示して児 童生徒に周知する。		p 19
10	学校医、学校薬剤師等の指導・助言を受け、多くの児童生徒が触れる箇所や 共用せざるを得ない学習用具等については、次亜塩素酸ナトリウム液等で適 宜、消毒する。		p 19∼ p 23∼
11	抵抗力を高めるため、十分な睡眠とバランスの取れた食事を心がけるよう指導し、昼休み等は外での遊びや運動を推奨する。		p 22

【「三密」回避の対応】

12	発用) が同時に発生しないより徹底かなされている。	p 27
13	次の授業場所への移動や休み時間の過ごし方についても、密集、密接状態に ならないよう指導と見届けがなされている。	
14	教室等は可能な限り常に窓を開けたままの状態とする。気象状況やエアコンの使用等によって、一部の窓(廊下側や上部の窓)しか開けられない場合でも授業の途中で換気タイムを設けるとともに、休み時間は必ず、窓を大きく開けて換気を行う。	p 28
15	座席は1メートルの距離を確保している。距離を確保できない場合は、可能 な限り距離を離すとともに、十分な換気やマスク着用の徹底により、三密の 重なりを避けるよう努める。	p 29
16	児童生徒、職員ともに、常にマスクを着用する。ただし、暑さで息苦しいと 感じたり、熱中症などの健康被害のリスクが高いと判断したりした場合は、 マスクを外すよう指導する。	p 31
17	体育の授業では熱中症や怪我の未然防止に努めるとともに、マスクの着用を必要としないため、活動中は児童生徒の間隔を2m以上確保するなど、十分な対策を講じて実施する。【令和2年5月21日付け事務連絡を参照】	p 31

【活動場面ごとの感染症対策】

L 11			
18	感染のリスクが高い学習活動については、特に換気や身体的距離の確保、手 洗いなどの対策を講じた上で実施することを検討する。		р 36、 р 37
19	給食当番の児童生徒の健康状態には特に注意して確認し、適切ではない場合 は給食当番を代えるなどの対応がなされている。		p 39
20	給食時間中は、飛沫が飛ばないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応がなされている。		p 39
21	図書館利用の前後は、流水と石けんで丁寧に手洗いを行う。		p 40
22	清掃活動は、換気のよい状況でマスクを着用して行い、終了後は流水と石けんで丁寧に手洗いを行う。		p 41
23	休み時間は、会話をする際にも、一定程度の距離を保ち、お互いの体が接触 するような遊びは行わないよう指導する。		p 41
	登下校時、人と十分な距離を確保できる場合は、熱中症予防のためマスクを 外すよう指導する。		p 41
25	スクールバス等を利用して登下校する場合は、降車後、速やかに手洗いを行 うよう指導する。		p 42

【部活動指導時の対策】

26	自宅で検温を行い、発熱や風邪等の症状がある場合は参加させていない。また、十分な準備運動を行うとともに、怪我や熱中症の予防対策に万全を期して練習を行う。			p 38		
27	活動の開始時と終了後に手洗いとうがいを徹底させる。			р 39		
28	使用する用具等については、練習前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないよう指導する。			р 39		
29	活動中以外はマスクを着用し、活動終了後は寄り道等をせず、速やかに帰宅させる。			р 31		
30	練習時間は「霧島市部活動の在り方に関する方針」に則り、活動時間や活動 内容が、生徒や教職員の心身の負担過重とならないよう配慮する。			р 38		
31	活動場所は、熱中症対策を講じた上で可能な限り屋外が望ましいが、屋内で実施する必要がある場合は、活動場所や、部室、更衣室等は常に窓を開け、風通しのよい状態を保つ。天候等の状況で常に窓を開けられない場合は、少なくとも30分に1回、大きく窓をあけて換気を行う。			р 39		
32	感染症対策の意義を十分踏まえて、練習時間や内容、方法、場所等について 工夫がなされている。(特に、多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるよう な運動や大声を出すような活動は行わない。)			р 39		
33	大会や練習試合等については、移動手段や会場までの距離等、学校として責任を持って検討し、事前に保護者の理解を得るとともに、感染症対策を講じた上で参加する。					
34	活動中は顧問が必ず付き添い、生徒の健康状態や練習の状況を常に観察し、 部活動日誌等を作成して参加した生徒や活動内容を継続して記録する。			р 38		

【その他の対策】

35	新しい生活様式に基づいた感染症対策や児童生徒への指導事項を、学校ホームページや学校便り等を活用して家庭や地域へ周知し、理解と協力を得る。		p 12
36	日常的に医療的ケアが必要な児童生徒及び海外から帰国した児童生徒への対応について確認がなされている。		p 33
37	7 学校行事等の取扱や内容については、感染症対策を講じた上で、児童生徒の 学びの場を確保する視点から検討する。		р4, р5
38	学校で感染が確認された場合に備え、児童生徒の出席状況や学習活動等の記録を残し、報告体制や感染確認後の対応について共通理解がなされている。		p 43∼